

事業主各位	令和4年度「月額変更届」および「算定基礎届」の提出について (依頼)	日電健(適)発第04-04号
		令和4年6月9日
		日本電気健康保険組合 事務長 竹内 政志

平素は健康保険組合業務にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」）および被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」）について、下記のとおりご提出をお願いいたします。

記

1. 「月額変更届」および「算定基礎届」の提出

「月額変更届」および「算定基礎届」は指定フォーマットでデータ送信にて提出してください。この際、別途届出の種類及び件数等を記載した「被保険者月額算定基礎届総括表」を併せて提出してください。（総括表は事業主名等を記入の上提出してください）

なお、「年間報酬平均での算定」に関する提出書類は当健康保険組合ホームページ内「事業所担当者コーナー」の「申請書書式」より入手してください。

- ・被保険者報酬月額算定基礎届（備考欄に「年間平均」と記入してください）
- ・年間報酬の算定同意書等
- ・年間報酬の平均算定申立書

※以下 URL の「事業所担当者コーナー」へのログインが必要となります。

https://www.neckenpo.or.jp/member/communication/syoshiki_kenkou.php

2. データ送信

- (1) 「算定基礎データ」の当組合受信は7月1日（金）から受け付けます。
- (2) 7月改定月の「月額変更データ」および「算定基礎データ」は7月7日（木）までに送信してください。なお算定基礎データは7月改定月の月額変更データを除いて送信してください。
- (3) 8月改定月の「月額変更データ」は8月5日（金）までに送信してください。

※「算定基礎届」および「月額変更届」をデータ送信で提供ができない事業主は、届出用紙にて提出してください。その場合はデータ送信期限の2日前に当組合必着で提出してください。

3. 「総括表」の提出期限

データ送信後3日以内に5項の提出先に送付してください。

4. 算定届様式等および総括表の提出先・問合せ先

提出先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-11

日本電気健康保険組合 適用グループ 貴社担当宛（文書メール：185-250）

問合せ先：(1) 帳票関係 適用グループ [担当者名] まで

(内) 8-185-230 (外) 03-3461-9373

(2) データ関係 開発グループ 丸田、齋藤まで

(内) 8-185-220 (外) 03-3461-9372

以上